

「相談室芝さくら」 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社芝さくら(以下「事業者」という)が設置する相談室芝さくら(以下「事業所」という)において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく指定特定相談支援事業、自立生活援助事業及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく指定障害児相談支援事業(以下、「事業」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、自立生活援助を利用する障害者又は障害児の保護者(以下、「利用者」という)に対し、適切な相談及び援助を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、自立生活援助を当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、自らその提供する地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、自立生活援助、障害児相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、前3項の他、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、自立生活援助の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第28号)及び「児童福祉法に基づく障がい者総合支援法の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第29号)に定める内容を遵守する

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする

名 称 相談室芝さくら

所在地 〒002-0854
札幌市北区屯田4条3丁目13-2

(職員の職種及び職務の内容)

第4条 事務所に勤務する職員、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)
管理者は、職員の管理、指定特定相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定特定相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 相談支援専門員 1名以上(常勤兼務)
相談支援専門員は、地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する次の業務を行う。
(ア) アセスメントを実施すること。
(イ) サービス等利用計画書を作成すること。

- (ウ) サービス等利用計画書を利用者等に交付すること。
- (エ) モニタリングを実施すること。
- (オ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- (カ) 利用者等からの依頼により、利用者が居宅での生活に移行できるよう、必要な情報及び助言その他必要な援助を行うこと。
- (キ) その他必要な相談及び援助。

- (3) サービス管理責任者 1 名以上(常勤兼務)【自立生活援助】
 - ・自立援助支援計画の作成
 - ・利用の申込みに係る調整・従業者等に対する技術指導等のサービスの内容の管理
- (4) 地域生活支援員 1 名以上(常勤兼務)【自立生活援助】
 - ・自立した日常生活等を営むことができるよう、訪問等を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。
- (4) サービス提供時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。

(協議会・基幹相談センターへの参画)

第6条 協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施し基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画する

(地域生活支援拠点)

第7条 地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画します

(事業所が提供するサービスの内容)

第8条 事業所が提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 計画相談支援及び障害児相談支援(サービス等利用計画の作成)

相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等、並びに利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握したうえで、適切な保健、医療、福祉、就労支援及び教育等にかかる福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮した「サービス等利用計画」を作成します。「サービス等利用計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付し定期的にモニタリングを実施いたします

相談支援専門員は、利用者が就労移行支援又は就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、就労移行支援事業者又は就労継続支援事業者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供等を行うものとする。また、利用者が就労選択支援を利用している場合には、アセスメントの結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、就労選択支援事業者と連携し必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

- (2) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者等、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に対して、住居の確保等、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の必要な支援を行います。

地域移行支援従業者は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握し、利用者の希望する生活や課題等を把握したう

えで、「地域移行支援計画」を作成します。

(3) 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に際しては相談等の必要な支援を行います。

地域定着支援従事者は、利用者と面接をして、利用者の心身の状況、その置かれている環境、並びに緊急時において必要となる当該利用者の家族等、利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、及び医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した「地域定着支援台帳」を作成します。

(4) 自立生活援助

居宅などにおいて単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための必要な援助を行う。

自立生活援助事業者は利用者と面接をして、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握し利用者の希望する生活や課題等を把握したうえで、自立援助支援計画書の作成します。

(提供する主たる対象者)

第9条 事業所において指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1)身体障害者
- (2)知的障害者
- (3)精神障害者
- (4)障害児
- (5)障害者総合支援法の対象疾患者

(利用者及から受領する費用の額等)

第10条 法定代理受領を行わない指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を提供した際は、利用者等から法第 51 条の 17 第 2 項の規定により算定された計画相談支援給付費の支払いを受けるものとする。

自立生活援助は利用者負担の負担上限月額設定までの告示の額の 1 割とする。

- 2 前項のほか、第 10 条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。
 - (1) 通常の事業の実施地域の範囲を越えて、片道 10km 未満 500 円
 - (2) 通常の事業の実施地域の範囲を越えて、片道 10km 以上の場合は、500 円に 10 キロメートル増すごとに 500 円ずつ加算した額とする。
- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。
- 4 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業者は、法定代理受領により市町村から自立生活援助の支給を受けた場合は、利用者に対し、給付費の額を通知しなければならない。

- 2 事業者は、利用者から法定代理受領を行わない地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した費用の

額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、札幌市、石狩市とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第13条 地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、自立生活援助の提供により事故が発生したときは、直ちに都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、自立生活援助の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

24時間緊急連絡先

緊急連絡先 080-6088-0811

(苦情解決)

第14条 提供した地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、自立生活援助に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、自立生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により北海道知事が、また、法第51条の27第2項の規定により市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は北海道知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は北海道知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止・身体拘束に関する事項)

第16条 事業所は、利用者及び障害児の人権の擁護、身体拘束、虐待の発生、または防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- ① 身体拘束・虐待の防止に関する担当者(松嶋寛之)
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備

- ④ 従業者に対し、虐待・身体拘束の防止のための研修を定期的実施する
- ⑤ 虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法
- ⑥ 身体拘束・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業に周知徹底を図る。
- ⑦ 身体拘束等の適正化のための指針整備する。

別紙 虐待予防マニュアルに沿って対応する。

(指定特定相談支援事業所による運営体制)

第17条 事業所は、障害者総合支援法に基づき、支援困難ケースへの積極的な対応を行うとともに、専門性の高い人材を確保・育成し、地域において本人の意思を中心に据えた質の高い相談支援マネジメントを提供することを目的とする。
そのため、事業所内において一体的な管理運営体制を構築し、組織的かつ継続的な支援体制の強化を図る

- (1) 全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同で実施するとともに、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的(概ね週1回)に開催する。
- (2) 24時間の連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保する。
- (3) 新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施する。
- (4) 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供する。
- (5) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加する。
- (6) 指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計4名以上(うち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了している)配置する。

(その他の運営についての留意事項)

第18条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者等に対する地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、自立生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該福祉サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社芝さくらと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。
この規程は、令和3年8月15日から変更する。
この規程は、令和4年2月1日から変更する。
この規程は、令和4年10月1日から変更する。
この規定は、令和6年4月1日から変更する
この規定は、令和8年4月1日から変更する

